経済産業大臣指示文書に基づく緊急安全対策の実施状況

実施状況 緊急安全対策 (1) 緊急時対応のための機器および設備の点検 ・津波により3つの機能が喪失した場合における緊急時対応のた ・津波に起因する緊急時対応のための機器および設備につい めに必要な機器および設備について点検を実施する。 て、平成23年4月19日までに、高圧電源車、消防車等の 点検を実施し異常がないことを確認した。一部の設備につい ては、今後、定期検査終了までに順次、点検を実施し異常が ないことを確認していく。 ・原子炉の冷温停止維持、使用済燃料プール冷却維持に必要 な電源設備や海水系設備など発電所各設備について、平成 23年4月19日までに点検を実施し、異常がないことを確 認した。一部の設備については、今後、定期検査終了までに 順次、点検を実施し異常がないことを確認していく。 (2) 緊急時対応計画の点検および訓練の実施 ・ 津波により3つの機能が喪失した場合における原子炉施設の保 ・津波により3つの機能が喪失した場合における原子炉施設 全のための活動を行う体制の整備を図るため、①必要な計画の策 の保全のための活動を行う体制の整備を図るため、品質マネ 定、②必要な要員の配置、③訓練に関する措置、④必要な資機材 ジメントシステム文書に規定し、平成23年4月21日、対 の備え付け、⑤定期的な評価と必要な措置について品質マネジメ 応手順書を新規に制定するとともに関連する既存手順書類を ントシステム文書に規定する。 改正した。 また、訓練を実施して継続的に改善を図っていく。 ・上記の手順書類の制改定にあたっては、平成23年4月 20日までに訓練による検証を行い、改善点の抽出および手 順へ反映を行った。今後も関係規定類に定める頻度で、継続 的に訓練を行う。

緊急安全対策

(3) 緊急時の電源確保

・全交流電源喪失後、直流電源(蓄電池)から監視制御系※1およ び原子炉隔離時冷却系※2への給電は限られた時間しか期待でき ないため、早期に高圧電源車から電源供給を行う。

添付資料【①】参照

実施状況

- ・電源車(400kVA)を平成23年3月29日までに3 台配備しており、合計で1200kVAの容量を確保した。
- ・電源車を構内配電線または高圧電源盤に繋ぎ込むために必 要なケーブル、投光器は電源車付属品として平成23年3月 29日までに配備を完了した。
- ・電源車を構内配電線または高圧電源盤に繋ぎ込み直流電源 用充電器、補給水ポンプおよび原子炉格納容器ベントライン の弁を駆動するための電源を供給する手順を策定した。

(4) 緊急時の最終的な除熱機能の確保

- ・原子炉隔離時冷却系による原子炉への注水、復水貯蔵槽を水源 |・消防車について、従前より2台を配備している。 ※6として一定期間の注水は可能であるが、事態が長期間に亘る場 合には、ろ過水タンク、海水等、他の水源^{※6}から消防車による水 補給を行い必要な水を確保する。添付資料【②】参照
- ・原子炉隔離時冷却系による原子炉への注水ができない場合に |・全交流電源喪失時において、手動で原子炉格納容器ベント は、補給水ポンプ(復水移送ポンプ、消火ポンプ)による原子炉 への代替注水が行えるよう高圧電源車からの電源供給を行う。さ らに、これらが行えない場合に備え、消防車による代替注水を行 う。 添付資料【③】参照
- ・原子炉格納容器ベントラインに設置されている弁の駆動のた め、高圧電源車からの電源供給を行う。さらにこれが行えない場 合に備え、手動による格納容器ベント※4を行う。 添付資料【④】 参照

- ・消防車を用いた原子炉への代替注水に必要な消防ホースに ついて、従前より80本を配備している。
- ・全交流電源喪失時に、消防車を用いた復水貯蔵槽への補給 および原子炉への代替注水のための手順を策定した。
- 操作を行なう手順を策定した。

man da al a a a a a a a	data es
緊急安全対策	実施状況
(5) 緊急時の使用済燃料プールの冷却確保	
・使用済燃料プールの冷却が出来ないことによる水温上昇とそれ	・消防車について、従前より2台を配備している。
に伴う水量減少を補うため、補給水ポンプ(燃料プール補給水ポ	・消防車を用いた使用済燃料プールの注水に必要な消防ホー
ンプ、復水移送ポンプ、消火ポンプ)による注水が行えるよう高	
圧電源車からの電源供給を行う。さらに、これらが行えない場合	炉建屋屋内用6本を平成23年4月8日に配備を完了した。
に備え、消防車による代替注水を行う。	・全交流電源喪失時に、使用済燃料プールへの注水を行う補
添付資料【⑤】参照	給水ポンプを駆動させるための電源供給ができない場合に備
	え、消防車による代替注水手順を策定した。
(6) 構造等を踏まえた当面必要となる対策の実施	
・配管貫通部や建屋外扉部等の設置状況を確認するとともに、防	・原子炉建屋等への海水の浸入を防止するため建屋地上階外
水性向上対策を実施する。	壁の扉および配管等貫通部の健全性確認を実施し異常のない
	ことを確認した。